



みどりの基本計画とは

みどりの基本計画とは、都市緑地法に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地の保全や緑化の推進に関する目標、方針、施策のほか、公園の整備や管理の方針などを定めた計画です。

計画の視点

みどりが、市民の安全で快適な暮らしや、事業者の良好な事業環境を支えるほか、自然の防災・減災機能や生物多様性を守るために社会基盤として保全、創出するために、「みどりの質をさらに高める」ことが必要です。

みどりを次世代へ残していくために、市民・市民団体、事業者、行政などの多様な主体や多世代の人々のアイデアや知識を結集し、みんなでみどりのまちづくりの取組を進めることができます。

みどりによる効果

みどりは、心身の健康増進、美しい景観形成、にぎわい創出のほか、都市環境の保全、防災、生物の生息等、様々な効果をもたらすものであり、これらは尼崎市の住みやすさや働きやすさを構成する要素として欠かせないものです。

この計画に沿って取組を進めることにより、みどりが持つ様々な効果を最大限に発揮していくことが大切です。



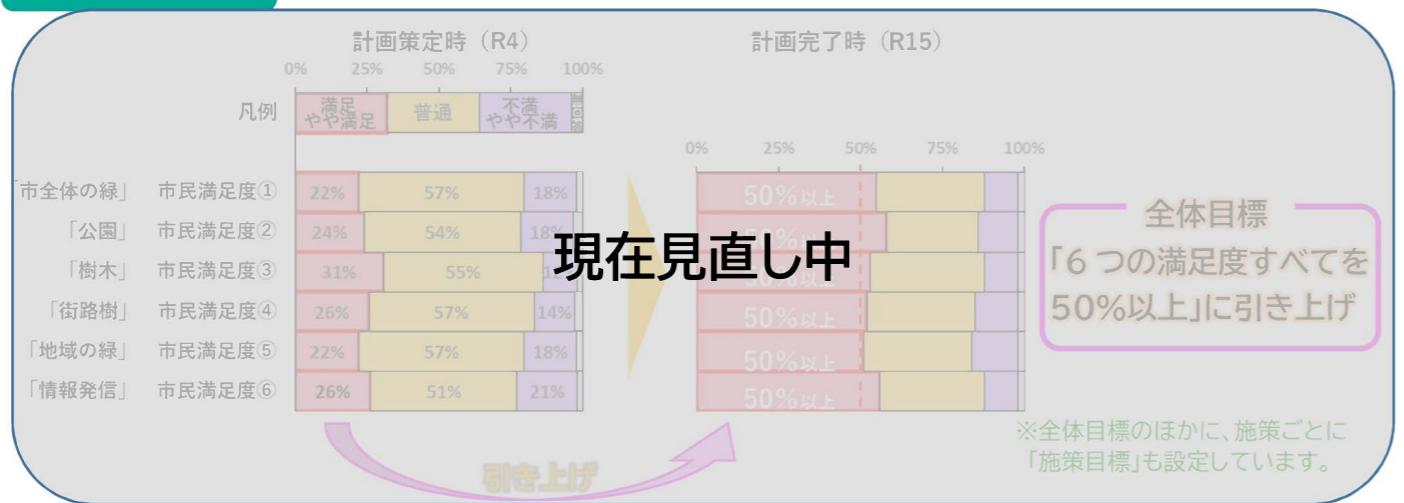
本計画におけるみどりとは

この計画では、公園、街路樹、樹林地、民有地(工業地、商業地、住宅地)の樹木、農地、裸地、水面(河川や海面等)等、公有地や民有地を問わず、これらの空間を「緑」とし、これらの空間を活用した人々の”暮らし”や”なりわい”を含んだものを「みどり」としています。



あまがさき下水道ビジョン 2031 施設配置図より

計画の目標

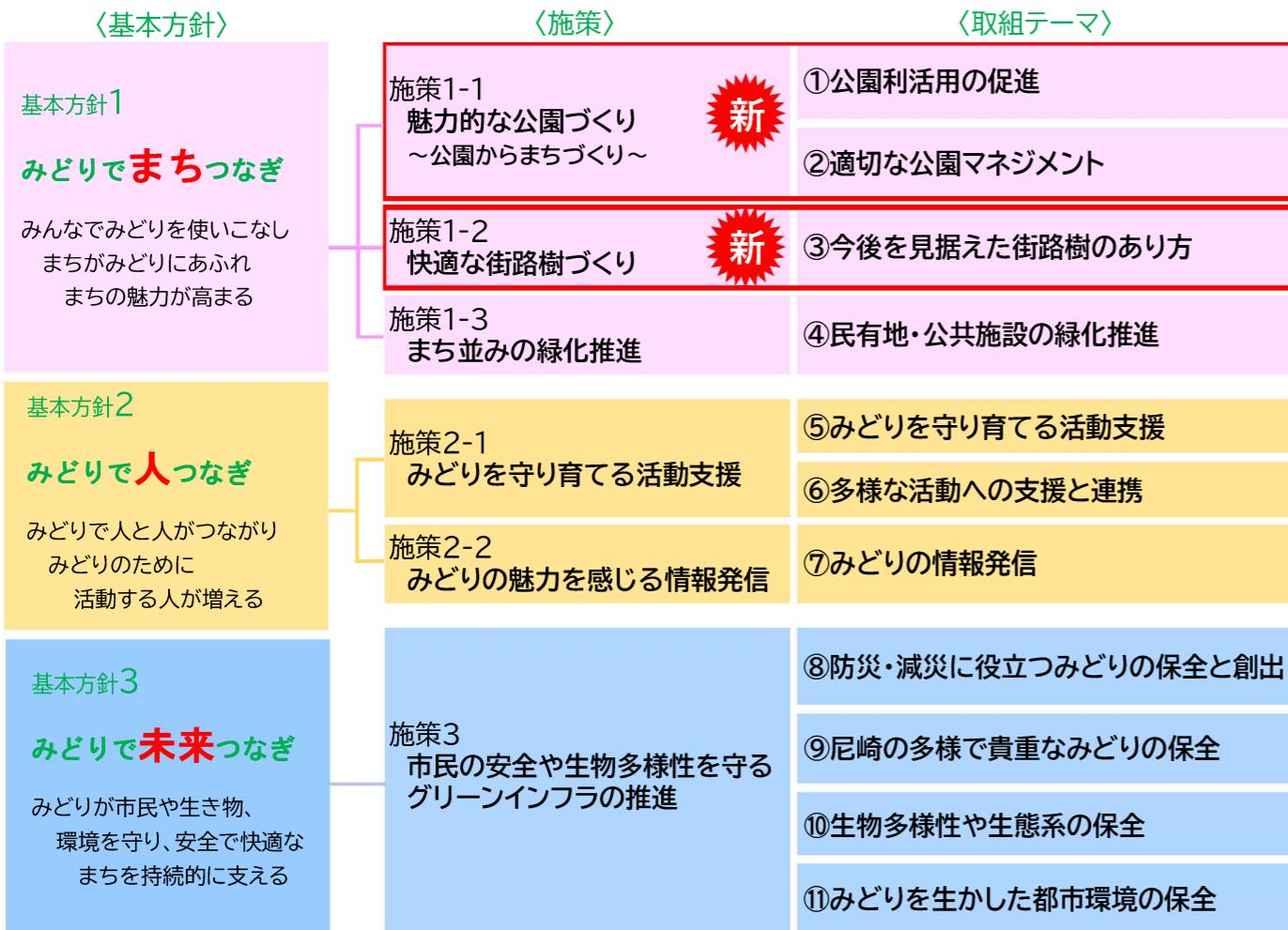


基本理念 と 将来像

〈基本理念〉
みんなで
し
識り、創り、守り、
つなごう
あまがさきのみどり

〈将来像〉
みんなで、みどりを身近に感じ、利用することで、
まちの価値を高め、より良いまちを目指す。
みんなで、みどりについて考え、行動し、
これまで培ってきたみどりを未来へ継承する。

基本方針と施策体系



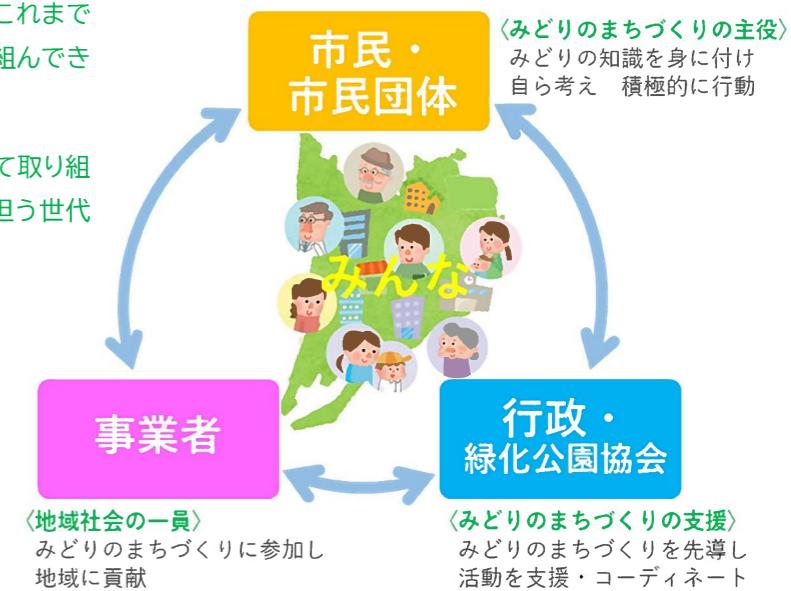
本計画におけるみんなとは

本計画における「みんな」とは、子どもから大人まで、世代・性別等を問わず、市民・市民団体・事業者・行政等、本計画に関連するあらゆる人々のことを指しています。

山や森などのまとまった緑がない本市では、これまで「みんな」で協働して、みどりのまちづくりに取り組んできました。

本計画でも、「みんな」で目的を共有し、連携して取り組むことで、「あまがさきのみどり」を次の時代を担う世代へみどりをつないでいくことが大切です。

「みんな」の役割



〈取組内容〉

- 1 社会潮流や市民ニーズに合った機能分担 / 2 安全安心で快適な公園づくり
- 3 公園をもっと使いこなすための仕組みづくり
- 1 まちの魅力を高める特色を持たせた公園の管理運営 / 2 地域の公園の協働による管理運営の推進
- 3 利便性を高めるための公園のDX化
- 1 街路樹の再整備に向けた方向性の整理 / 2 今後を見据えた街路樹の試行的な再整備
- 3 持続可能な街路樹管理のDX化 / 4 老朽化した危険木の計画的な撤去
- 1 民間事業者等との連携体制の構築 / 2 民有地及び公共施設における質の高い緑化の推進
- 3 まちの魅力や安全性の向上につながる緑化基準の見直し / 4 緑化の推進につながる優良事例の表彰や紹介
- 1 みどりのさらなる普及啓発に向けた新たな担い手の確保
- 1 みどりが広がる多様な活動への支援と連携 / 2 農地の活用及び保全につながる活動支援
- 1 みどりを充実させる様々な情報発信 / 2 公園専用アプリによる公園情報の発信
- 3 みどりの魅力や体験を自ら発信する人づくり / 4 みどりを広げるための情報交換の場づくり
- 1 安全安心なまちづくりに役立つ緑の整備 / 2 防災協力農地の整備推進
- 3 気候変動を踏まえた水害対策（総合治水の取組）
- 1 未来へ引き継ぐべき保護樹木、自然林の保全 / 2 水辺、運河の多様なみどりの保全
- 3 都市における貴重な農地等の保全
- 1 生物の生息・生育環境への配慮 / 2 外来種への対応 / 3 希少種や重要種を保全する取り組み
- 1 ヒートアイランド現象の緩和 / 2 資源循環につながるせん定枝等の活用
- 3 環境意識の向上につながる環境学習

新

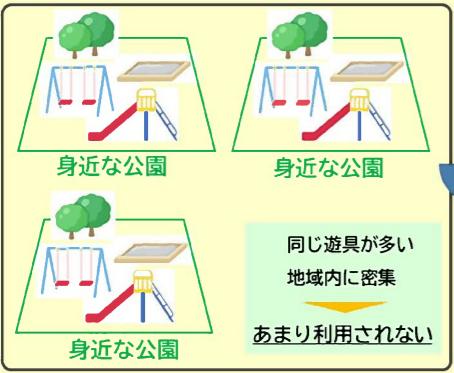
施策 1-1 魅力的な公園づくり

公園の機能分担

あまり利用されていない身近な公園(街区公園等)が密集している地域を対象に、周辺の複数の公園を一体的に考え、利用実態や施設状況、地域ニーズに合わせて、それぞれの公園で機能を分担する「公園の機能分担」に取り組みます。

機能分担のイメージ

■現状



■機能分担後（例）



まちの魅力を高める特色を持たせた公園づくり

まちの魅力向上につながる特色を持った公園をつくるため、公募型設置管理制度(Park=PFI)の活用を検討するほか、個別に公園利用のローカルルールづくりを行います。



新

施策 1-2 快適な街路樹づくり

街路樹の再整備に向けた方向性の整理

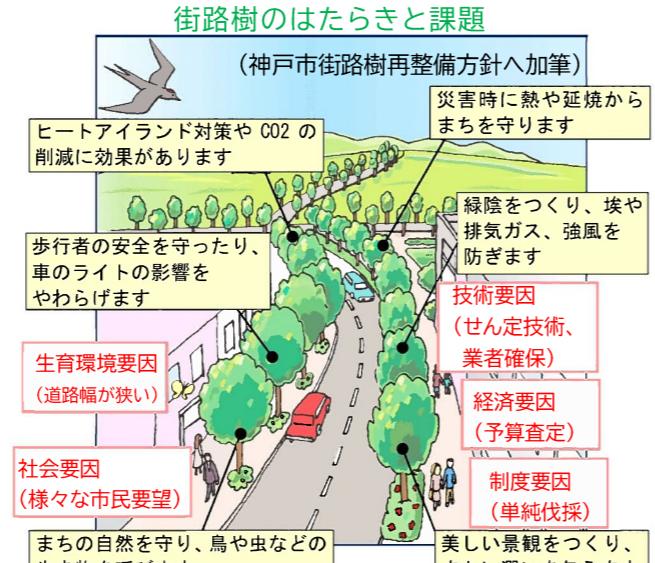
日常的な維持管理情報を基に、路線ごとの街路樹の実態を調査し、優先すべき視点や課題を整理します。

地域や路線の特性、樹種や植栽間隔について検討し、市民からの意見も踏まえて、街路樹の更新や撤去による再整備の対策優先度を設定します。

今後を見据えた街路樹の試行的な再整備

対策優先度の高い街路樹を対象に、再整備を試行的に実施します。

再整備の試行実施後は、再整備の効果を調査、検証したうえで、他路線でも再整備を試行実施してノウハウの蓄積を図り、再整備計画の策定へつなげていきます。



施策 1-3 まち並みの緑化推進

民間事業者等との連携体制の構築

民間事業者等との意見交換やアンケート調査等を実施し、緑化協定に基づきこれまで整備された緑を良好な状態で持続できるように取り組みます。

施策 2-1 みどりを守り育てる活動支援

新たな担い手の確保

若い世代やファミリー世帯にも気軽に参加していただけるよう緑化公園協会と連携して講習会等の取組を実施します。

多様な活動への支援と連携

ボランティア団体によって進められているみどりの活動がさらに拡大継続するように、情報共有やイベントの共催等の支援・連携策に取り組んでいきます。



施策 2-2 みどりの魅力を感じる情報発信

みどりを充実させる様々な情報発信

各講習会やイベントにおけるターゲット層に効果的な情報が届くように、情報発信の強化及び発信手法の検討を行います。

公園専用アプリを活用して本市の公園情報を積極的に発信し、新たな公園利用者の確保につなげていきます。

公園情報をみんなでつくるがコンセプト



施策 3 市民の安全や生物多様性を守るグリーンインフラの推進

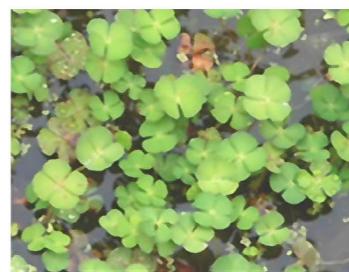
防災減災に役立つみどりの保全・創出

新しい公園整備の際に防災設備や延焼防止効果のある樹木、公園・緑地への雨水貯留・浸透施設等の整備を進め、緑を生かした安全安心なまちづくりに取り組みます。



生物多様性や生態系の保全

生物多様性を育む取組を推進し、生物多様性に配慮した都市のエコロジカルネットワークの保全と創出に努めます。



多くの市民が身近な都市公園で豊かな自然に触れられるよう取り組みます。

貴重なみどりの保全

市内の貴重な古木を「保護樹木等」として指定し、効果的に保全できるよう取り組みます。



水辺、運河空間の多様なみどりを保全していきます。

都市に残された農地の保全を図ります。

みどりの生かした都市環境の保全

緑はヒートアイランド現象の緩和に寄与するものであるため、環境保全の観点からも緑の保全・創出に取り組みます。



緑の役割や重要性を市民に啓発し、緑を活用した環境教育・学習を引き続き行います。

施策1-3 まち並みの緑化推進

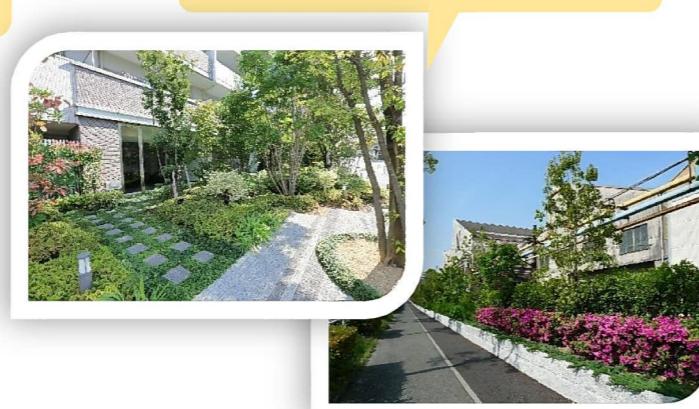
背景や課題、方向性

- 本市には山や森等のまとまった緑がなく、また、ほぼ全域が市街化されていることが特徴です。このため、一定面積以上の新築・増築を行う民間事業所や住宅用地や公共施設等を対象に、尼崎市住環境整備条例及び尼崎市の環境をまもる条例に基づく「緑化協定」を締結し、敷地面積に応じた緑化を行い、緑を確保するよう努めてきました。
- また、緑には健康やにぎわいといった機能だけでなく、都市のインフラ整備にも活用される等の「緑の社会基盤」(グリーンインフラ※)として緑地を生かした水害対策等の機能が広く認知されつつあることから、今後さらに「まち」における緑の重要性が増していきます。
- ※グリーンインフラ…自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方→グリーンインフラの概要は施策3を参照。
- 民間事業者と締結した緑化協定に基づき確保された緑について、建物所有者によるきめ細かな管理が行われることにより、長期にわたって良好な状態の緑を保全できるようにすることが課題です。
- このため、本計画では、これまでに引き続き民有地、公共施設における緑化を推進することで緑の確保に努めるとともに、これまで整備された緑も合わせて良好な状態で持続できるようにし、本市全体でまちの魅力や快適性、緑の社会基盤としての機能が向上するよう取り組んでいきます。

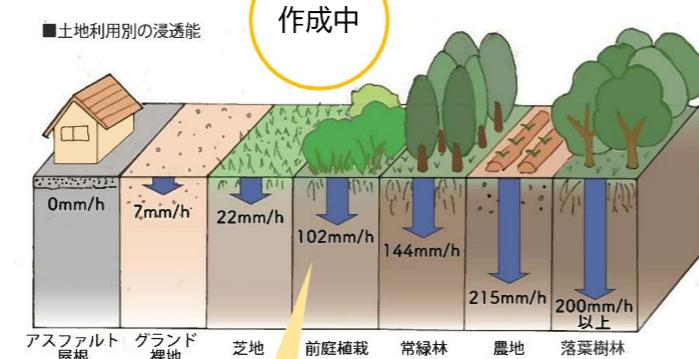
尼崎には山や森等まとまった緑がほとんどがありません。
また、ほぼ全域が市街化されています。



このため、今後も公共施設や民有地の緑化を積極的に進めています。



敷地内を緑化することで、心身の安らぎや健康増進につながります。



敷地内を緑化することで、雨水の浸透性が高まり、治水の強化につながります。

取組④ 民有地・公共施設の緑化推進

取組内容

1 民間事業者等との連携体制の構築

- 緑化協定を締結している民間事業者等との意見交換やアンケート調査の実施等に取り組み、緑化協定に基づきこれまで整備された緑を良好な状態で持続できるように取り組みます。



顔の見える関係性



2 民有地及び公共施設における質の高い緑化の推進

- 良好なまち並み形成のため質の高い緑化を目指します。

〈質の高い緑化の例〉

- 尼崎の土地や気候に合った樹種や景色に調和した樹種を使用した緑化
- 生物多様性に配慮した緑化
- 良好な状態が長期にわたり継続される緑化

- なお、公共施設改築等の際には、民間事業者等への見本となるような緑化に努めます。

3 まちの魅力や安全性の向上につながる緑化基準の見直し

- 民間事業者からの意見も参考にしながら、民有地及び公共施設における質の高い緑化を目指して緑化基準の見直しを行い、本市全体のまちの魅力や快適性等の向上に取り組みます。

4 緑化の推進につながる優良事例の表彰や紹介

- 緑化に携わる市民や地域、事業者等の意識啓発につながるよう、民間事業者等が行った優良な緑化事例について、表彰や事例紹介を行い、さらに緑化推進が図られるための支援策について検討します。

〈コラム〉 緑化によるヒートアイランド現象の緩和

敷地や建物を緑化することで、周囲や建物内の温度が下がる効果があり、ヒートアイランド現象の緩和につながります。

福岡市のアクロス福岡では、赤外放射温度計でコンクリートと植栽の緑の表面温度を計測したところ、日中のコンクリート表面温度(50度以上)に対し、緑の表面温度が15度も低くなったことが確認されました。

アクロス福岡のステップガーデン

